

令和4年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

令和4年3月22日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 事務報告
- 第 4 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 閉 会

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	大八木 利 武	総 務 課 長	宮 内 敏 之
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	山 崎 剛 成
税 務 課 長	伊 藤 義 一	市民生活課長	八 木 幹 夫
保険年金課長	穴 澤 昭 和	子 育 て 支 援 課 長	多 田 英 子
高 齢 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳	商工観光課長	加 瀬 博 久
建 設 課 長	浪 川 正 彦	都市整備課長	栗 田 茂
上下水道課長	宮 負 亨	教育総務課長	杉 本 芳 正
体育振興課長	柴 栄 男		

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（木内欽市） 議案第1号から議案第21号、議案第25号の22議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。
配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（木内欽市） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、菅谷道晴議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 菅谷道晴 登壇）

○建設経済常任委員長（菅谷道晴） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日、本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和4年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、令和4年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第7号、令和4年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、議案第8号、令和4年度旭市農業集落排水事業会計の予算の議

決について、議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、旭市飯岡刑部岬展望館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第17号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案第21号、市道路線の認定及び変更についての9議案でございます。

去る3月14日午前10時より、議会委員会室において、議案の説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

空き家等改修解体補助金で、改修補助金申請が1件、解体補助金申請が1件の見込みとのことですが、先着順なのかとの質疑では、次年度はそれぞれ1件ずつをめどに国に要望していきます。要件を満たした場合に、先着順で考えているとの答弁がありました。

また、観光事務費の旭市観光物産協会補助金の目的や業務内容はとの質疑では、観光物産協会補助金の主なものは職員4名の給料。目的は、平成27年5月に市の観光物産協会を設立したが、当初あった旭と飯岡の観光協会を合併すると同時に、観光協会がなかった海上と干潟のほうにも声をかけ、観光等の振興を図るため会員を募り現在に至っています。現在の会員数は152名、仕事内容は、各イベントの実施、各ホテルへのおもてなし事業、地方に出向いての旭市の観光のPR等を行っています。また、袋公園の桜まつりの事務局や七夕市民まつりの実行委員会等にも参加しているとの答弁がありました。

次に、議案第11号の主な質疑について申し上げます。

飯岡刑部岬展望館は、どのような経緯で県から移譲を受けたかとの質疑では、県では行政改革の一環として、平成28年7月に新たな公の施設の見直し方針が決定されたが、その中で、展望館は移譲や廃止を含めて検討する施設の対象となりました。平成30年2月に、市への移譲を前提として協議が申し込まれましたが、重要な観光施設であることから、不具合箇所の改修工事の実施を条件に、無償譲渡により受け入れることとしましたとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告のとおり、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和4年3月22日、建設経済常任委員長、菅谷道晴。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 宮内 保 登壇）

○文教福祉常任委員長（宮内 保） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において本委員会に付託されました議案第1号、令和4年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第4号、令和4年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、令和4年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、令和3年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第15号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、専決処分の承認についての9議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月15日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

日本一身近な海づくり推進事業とはどのような事業かとの質疑では、令和4年度から行う新規事業で、旭市の海岸を地域振興のツールとして位置づけ、1年を通じて海岸を楽しめるような環境を整備し、市内外を問わず交流を通じた移住定住を目指すもので、季節を問わず通年で幅広い人が楽しめるような海岸でのレクリエーション活動の企画運営や、SDGsの目標である、14「海の豊かさを守る」を達成するために、ビーチクリーン活動や海を使った事業など、小・中学生の教育につながる事業の展開を考えているとの答弁がありました。

また、育英資金の給付事業について、評定平均3.5が国の基準とのことだが、評定の枠を設けないで実施している自治体もあるが、例えば非課税世帯や生活保護を受けている世帯、特定の分野で優れている場合で、一概に評定で判断しないで募集することを考えていないのかとの質疑では、申請に対し育英資金給付選考委員会を開くが、その中で成績以外に、家族の状況や収入状況もあり、委員のほうで意見があれば給付の対象にする。成績に関係なく、

スポーツ、また文化活動において顕著な活動をし、今後の活躍が期待できるものについては給付の対象とするとの答弁がありました。

また、放課後児童クラブの利用率は、また、働くお母さんなどにモニタリングはやっているのかとの質疑では、放課後児童クラブの利用率は、全学年の在籍児童数3,022人に対し、クラブ利用児童は732人で24.2%、また、今現在利用している保護者にアンケートを実施して、現在取りまとめをしているところとの答弁がありました。

次に、議案第18号の主な質疑について申し上げます。

複数の施設を一括して、一つの事業者指定管理することだが、施設ごとの特性を分けて管理者を分けたほうがいいのかとの質疑では、施設によっては人気のある施設、そうでない施設がある。施設を複数の事業者に分けて指定管理した場合、人気のない施設は手が挙がらない可能性もあるため、一括で考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号、議案第18号は賛成多数で、その他の議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認するべきものと決しました。

以上のとおり報告を申し上げます。

令和4年3月22日、文教福祉常任委員長、宮内保。

○議長（木内欽市） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎） おはようございます。

議員の皆さんには、最終日の議会、大変お疲れさまでございます。

それでは、総務常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において本委員会に付託されました、議案第1号、令和4年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、令和4年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市庁舎整備基金条例を廃止する条例の制

定についての8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

シティプロモーション推進事業で、旭市出身の芸人などのインフルエンサーや、芸能人を積極的に使っていく計画はあるのかの質疑では、来年度はロケツーリズムの推進を考えているが、映画やドラマにかかわらず、様々なロケ地として積極的に受け入れることで、本市出身の芸能人に限らず、多くの芸能人がその作品に出演することが本市のPRにつながることを考えているとの答弁がありました。

また、地域おこし協力隊の事業計画と申込予定者数はとの質疑では、この制度は、都市地域から過疎地域へ住民票を移動して生活の拠点を移した者を隊員として委嘱して、1年から3年程度その地域に移住して、地域ブランドや地場産業の開発、販売、PR等の地域おこし支援隊や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、最終的に3年を過ぎたら旭市への定住を図る制度。今年の10月に移住サポート相談センターを設置する予定だが、そのスタッフとして地域おこし協力隊を活用する。4月から採用を開始するが、1名の採用を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第16号の主な質疑について申し上げます。

おひさまテラスの設備は誰の所有なのか、使用料金収入は旭市に入ってくるのか、また、外から人を呼び込むのがそもそもの目的なので、市外の人へのコワーキングスペースなどの使用料の減免措置を設ける予定はとの質疑では、備品は市の所有、使用料は指定管理者による利用料金制を取っており、指定管理者の収入となる。都内などのコワーキングスペースと比較してかなり安い料金設定となっているので、市外の人への減免措置は考えていないとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁について申し上げましたが、審査の結果、別紙の報告書のとおり、議案第1号、議案第16号は賛成多数で、そのほかの議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

令和4年3月22日、総務常任委員会委員長、景山岩三郎。

○議長（木内欽市） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第２ 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 日程第２、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第１号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番 松本源太郎 登壇）

○２０番（松本源太郎） 日本共産党の旭市議会議員の松本源太郎です。

令和４年、２０２２年第１回定例会に当たり、議案第１号、令和４年度旭市一般会計予算の議決についてに反対の討論をいたします。

地方自治体の予算は、国の財政計画によって大きく方向づけられます。したがって、来年度、令和４年度の旭市の予算も、地財計画により大きく影響されます。

岸田自公政権は、１６か月予算（補正＋新年度）と言い、新年度予算の基本方針について、「１６か月予算の考え方で経済対策の裏づけとなる今年度予算と一体として編成する」と確認。これに合わせて新年度の地方財政対策が公表されました。この中で補正予算は、政府の個人向け現金給付案では、コロナで困窮している人への支援が住民税非課税世帯に限定され、「困っている人」に届かないこと、「事業復活支援金」の予算規模は２．８兆円と、持続化給付金の実績５．５兆円の半分にすぎず、しかも、昨年１月から１０月の時期の売上げ減少が対象とされていないため、抜本的見直しが必要です。

看護師、介護士、福祉士などの賃上げ、「待遇改善」の不十分さ、過去最大の軍事費などの問題もあり、予算をコロナで苦しむ暮らしに充てるべきであります。

令和４年度当初予算案は、コロナ禍の中で病床削減をさらに進めることを前提に、診療報酬の削減や１０月からの７５歳以上の高齢者医療費負担の２倍化など、社会保障費の自然増を

2,200億円も削るコロナ対策に逆行する予算となっています。

そこで、自治体が直接関わる地方の財源はどうか。地方の一般財源は、地方税、地方譲与税がプラス8.4%、地方交付税がプラス3.5%、一般財源総額でプラス1.1%です。このことは、旭市においても対前年比で市税3.5%プラス、地方譲与税12%プラス、地方交付税5.7%プラスで、歳入において、市税を除いても1.7%の増になっていることから、令和4年度の予算は、住民要求をかなえる支出に大いに可能な内容となっています。

令和3年度から令和4年度にかけては、地方財政においては、全体として財源に余裕があり、令和2年度の繰越金20億円と令和3年度の繰越金予定を合わせると約40億円の繰越金で、180億円の財政調整基金を少し取り崩せば市民の要望に応えられる事業がたくさん実施できるのが、令和4年度の旭市の経理状況と言えます。

そこで、市長に聞きたい。なぜ国保税の均等割の上乗せができないのか。3,000万円あれば、就学児までの均等割無料化ないし半額への減額などがかなうのであり、2億3,000万円で給食費の無料化が可能です。人口の少ない自治体ができ、なぜ旭市のような人口が6万を超える自治体にはできないと決めつけるのか。デマンドタクシーも同じです。営業区域があるとか偏りが出るというなら、順番で地域を変更して、平等にお客が来るようにタクシー会社と協議すれば済むことです。なぜこのような工夫をして住民の要求に応えないのか、私には不思議に思えます。

さて、一般会計予算のうち幾つかの事業について検討したいのですが、市長の施政方針並びに提案理由なる文書について感想を述べたい。

1、はじめに、2、総合戦略、3、予算編成方針、4、提案理由、5、結びにと項目がありますが、まとまりがなく文章が明瞭でなく、何を言いたいのかまとまりがなく、その真意がつかめない悪文です。これでは、市長が何をやりたくて市長になり、何を実施しようとしているのかさっぱり分かりません。

その中で取り上げている生涯活躍のまち構想ですが、この事業が7年の歳月でやっと完成したとのことですが、旭市のホームページ出てくる資料によると、3.5ヘクタールの農振法解除の手続きを手伝い、建設費には約5億円を提供し、開設後は年間3,800万円の賃料を30年間支払い、総額11億4,000万円、年間9,700万円の指定管理料を支払って、おひさまテラスの使用料はイオンタウン株式会社の収入になるという大変事業者が有利な条件ですが、これで旭市に住む人が増えたり、まちが活性化するのでしょうか。

さらに、大和ハウスが住宅を建て、株式会社楽天堂が特別養護老人ホームを、社会福祉法

人を設立して数年後に参加するそうです。これで本当に人口増を見込めるのですか。人口増の計画なら、過疎地指定を受けた旧干潟町地域に、都会からの移住者が住めるような民家を改修して提供する計画を立てたほうがよっぽどよいと思います。

これは見解の相違ではありません。市がやるべきことは、有利だと言って過疎債を利用して物を造るのではなく、この機会に旧干潟町地域をどう活性化するか、市役所がプロジェクトチームをつくってじっくりと検討して研究することです。

県立図書館を半分借りて市立図書館にしてみたり、飯岡の刑部岬展望館を譲り受けたりと、市政が計画もなく、県や他の機関が要らなくなったものをただでもらって費用をかけて利用している状況は、市としては異常なものです。

個々の事業について細かく指摘したい点は多々ありますが、まず市政を運営する基本部分がしっかりしていないことから、議決に賛成することはできません。

以上。

○議長（木内欽市） 続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（４番 戸村ひとみ 登壇）

○４番（戸村ひとみ） 戸村ひとみです。

令和４年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の立場で討論いたします。

今日は真冬に戻ったような天気になりました。でも、あと10日もすれば桜も咲き、令和４年度が始まります。令和４年度予算は、令和２年度から始まった第２期総合戦略のまさに折り返しの予算、第１期総合戦略から数えると７年間の予算執行の検証の下に組み立てられた予算編成になります。

私は、今議会、旭市議会議員になって初めての一般質問で、旭市総合戦略について聞きました。旭市がどこを目指して、どういう施策を持ってそこにたどり着こうとしているのか、そして、その戦略が果たして人口減少を食い止めることができるのか、また、予算がその戦略を遂行するためにうまく組み立てられているのかを見極めるためです。

今、日本の多くの地方自治体は、転出超過にあえぎながら、どうやったら人口減少を食い止められるのかを模索しています。しかし、そんな中でも、まちの優位性や特異性を武器に転入超過を勝ち取る自治体は、千葉県内でも複数あります。

さて、我が旭市はどうでしょうか。私の一般質問の答弁でも明らかになりましたが、将来人口目標を下回る減少結果が示すように、いまだ転出超過を改善することができずにいます。

では、この旭市を転出超過から転入超過に流れを変えるにはどうしたらいいのか。私は、

都市間競争に勝つための戦略が必要だと思います。ほかのまちにはない旭市の優位性をさらに優位にするために予算を割き、数々の施策をそこに集中する、そうすべきだと思います。自治体の経営戦略には選択と集中が必要と言われて久しいですが、まさにその選択と集中が都市間競争の勝敗を分けると思います。

そこで私は、ぜひともこの旭市も、予算編成において選択と集中という考え方を取り入れていただきたいと思います。そして、戦略を立てる上で一番大切な、目標をどこに置くかということ、この目指すゴールはどこか、それをはっきりさせていただきたいと思います。このまま自然に減少していくのをよしとするのか、いやいや、減少に歯止めをかけるため、歯を食いしばり上向きにしていこうとするのか、市長の施政方針では、総合戦略について触れられている中で、急激な人口減少に歯止めをかけ、持続可能な社会の実現を目指すとあります。私は、一般質問でもくどいほど総合戦略の目標についてお聞きしましたが、ぜひともこの目標を高く掲げた予算編成をお願いしたいところです。

会期中の様々な予算質疑に対する当局の答弁を聞いておりますと、今までと同じでとか、過去何年間かの平均とかの文言が主要事業の積算説明の中にも散見され、目標達成のためではなく、現状維持のための積算になっている感が否めません。ぜひとも高く掲げた目標に向かって、志高く、果敢にアタックしていただきたいと思うのです。

大風呂敷を広げるという言葉がありますが、現状打破のためにはなるべく大きな風呂敷を広げたほうがいいんじゃないでしょうか。穴の空いた風呂敷じゃどうしようもないですが、なるべくたくさんの人に風呂敷の縁をぐるりと持ってもらって、中に入る人もいっぱい集めたらどうでしょう。まさに市長のおっしゃる「チーム旭」、これが「チーム旭」じゃないでしょうか。この大風呂敷いっぱい、旭市のあしたを担う子どもたちが入ってくると最高ですね。私も大風呂敷の縁の1メートルぐらいを持ちこたえて、歯を食いしばって絶対に離さない覚悟です。

旭市議会議員も、目的、目標を同じくする「チーム旭」の一員です。そして、議員の役割は広げた大風呂敷が破れていないか、穴が空いていないかをチェックすることだと私は思います。目を皿にして。私は、いや、市議会議員はみんなその大切な役割を果たすべく、常に予算審議に臨んでいます。目標が高ければ高いほど、風呂敷が大きければ大きいほど議員が背負う責任は大きい。小さな綻びから風呂敷が破れてしまう可能性があるからです。私たち議員は、本当に慎重な審査をしなくてはならないのです。

今議会で気になった文言で、質問と質疑があります。当局の答弁にもこの二つの混同が見

られましたので、共通認識のため再確認をお願いいたします。質問は、一般質問など議員が市政に関すること全般に聞いてみるができる、お尋ねすることです。これが質問。一方、質疑は、疑義をただす、疑義をただすことです。執行部が上程してきた議案に対して、正しいのか、間違っているのか、市民の利益にかなっているのかどうか。その疑義をただして賛成するのか反対するのかの判断材料にすることです。

つまり、大風呂敷の色や柄を聞いてみるのが質問で、風呂敷に綻びや穴がないかをチェックするのが質疑だと私は思います。ですから、質疑に対する答弁は、当然のことながら正確かつ責任が求められます。ほんの小さな綻びでも見つけて早急に対処しないと、風呂敷自体をぼろぼろにしかねないからです。議員からの質問と質疑は、明らかにその意味が異なるものであることを共通認識としてお願いしたいと思います。

そこで、市長にお願いがあります。大風呂敷の中にたくさん子どもたちとその明るい未来をぎっしり詰め込むために、市長は「チーム旭」を提唱されております。私たち議員もその「チーム旭」のメンバーです。そして、その未来ある子どもたちと今まで一生懸命働いて納税してこのまちづくりを支えてくださった高齢者の方々のことを付託された文教福祉委員会に、責任ある答弁ができる立場の執行部が出席されていないんですよ。これ問題だと思われませんか。

市長が組み立てられた主要施策に、各課が知恵を出し合い、予算をつけます。それを私たち議員は、そして委員は責任を持ってチェックするために質疑をしなくてはなりません。その質疑に対して、当局は正確さと責任を持って答弁しなくてはなりません。この重責は担当課長に任されるものではないと私は思います。文教福祉委員会に関して言えば、文教所管施策に教育長が答弁に責任を持つということはできても、では、高齢・障害者福祉の所管ではどうですか。また、総合戦略の中には、課をまたぐ施策もたくさんあります。大所高所に立った責任ある答弁ができるのは、市長あるいは副市長だけではないでしょうか。

3 常任委員会のうち、文教福祉委員会以外の委員会には副市長の出席があり、文教福祉委員会には教育長です。市長の代弁者として、副市長に文教福祉委員会への出席をお願いいたします。責任ある答弁のためにです。ちなみに、旭市議会議長は3委員会とも出席です。旭市の未来を決める責任ある市政運営を円滑に前に進めるのは、行政と議会の両輪が同じ方向を向いて回ってこそです。ぜひとも常任委員会への副市長出席をお願いいたします。

るる申し上げましたが、令和4年度の予算審議に関して、政策の選択と集中を予算編成に組み入れていただくこと、その予算編成方針を責任を持って答弁する執行部の議会対応を強

く要望いたします。具体的には、今年度の繰越金と予備費を活用して、人口減少をぜひとも食い止めるための施策を、今すぐにでも予算をつけて始めてください。

言うまでもなく、市の予算は、市民の血税、国民の血税で成り立っています。税金を取られるという意識は、ほとんどの市民にあると思います。この本当は払いたくない税金を頂くわけですから、1円たりとも無駄にしない、その覚悟の予算編成とその予算をチェックする議会の両方に説明責任があります。税金を旭市の将来への投資と考えて快く出していただけるような、そんな体制を市当局と議会で作っていかなくてはいけないんじゃないでしょうか。そうすることで、市民も巻き込んだ、本当の「チーム旭」が稼働するんだと私は思います。市長、頑張りましょう。

賛成討論を終わります。

○議長（木内欽市） 続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（14番 飯嶋正利 登壇）

○14番（飯嶋正利） 私は、議案第1号、令和4年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の立場から討論を行います。

旭市におきましても、人口減少や少子高齢化への対応は、将来にわたって地域の発展を維持していくための大きな課題であります。令和4年度予算は、その政策が戦略的に展開されており、人口減少や少子高齢化対策、安心・安全なまちづくりの実現に向けて、市長の強い思いが感じられる予算であると思います。

その中で、私は生涯活躍のまち形成事業とストップ少子化大作戦が特に重要な政策であると考えています。

まず、生涯活躍のまち形成事業「みらいあさひ」については、将来の旭市のために人口減少に歯止めをかけ、まちの活性化を図ろうとする事業であります。魅力あるまちづくりを行い、人を呼び込み、市全体を元気にするためには、民間の力である資金力や経営力が必要であると考え、イオンタウン株式会社を代表する事業者グループと、市、旭中央病院が一体となって事業を進めてこられており、定期的に議会へも報告をいただいております。

本事業は、このまちがオープンするだけではなく、雇用の場の創出という面からも大きな反響がある事業で、おひさまテラスにおいても、イオンタウンが指定管理者を行うということがこの事業の運営面での核となると感じられており、市民の期待も相当大きいものであると思います。

次に、新たな施策であるストップ少子化大作戦があります。これは、先ほど述べた「みら

いあさひ」の商業棟と子育て世帯を中心と捉えたおひさまテラスのオープンを見据え、以前から執行部でプロジェクトチームをつくり検討してきたとのこと。人口減少が進んではまちの存在が危ぶまれ、まちづくり自体行えなくなります。少子化を横断的に捉え、複数の事業をパッケージ化したこのストップ少子化大作戦を推進していくことは、ハード、ソフト両面から、人口減少、少子高齢化に歯止めをかけるためのより効果的な取組であると考えています。

いずれも将来の旭市のために必要な事業であり、私個人、期待しているとともに、大変楽しみにしております。

米本市長及び執行部におかれては、将来にわたって旭市がさらなる発展をできるよう尽力していただきたいと申し上げ、要望して、私の賛成討論といたします。お願いいたします。

○議長（木内欽市） 以上で議案第1号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第2号から議案第17号までの16議案について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第18号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（4番 戸村ひとみ 登壇）

○4番（戸村ひとみ） それでは、議案第18号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

私、先ほど第1号議案、一般会計予算の議決についてで賛成討論いたしました。その中で、当局側の責任ある答弁ということ強く要望いたしましたが、これに関して、悲しいかな、この第18号議案には、社会体育施設の指定管理についてのことですが、この議案の内容がどうもしっかり説明責任を果たされているというふうに感じることはできませんでした。私が委員会で数点質疑をいたしましたが、当局側の答弁では、社会体育施設の数もまだ確定していない、指定管理者に委託するその施設の数もまだ確定していないということでした。

私は、一般質問で、旭市のファシリティマネジメント、公共施設の長寿命化計画、それに合わせたこういった公共施設の管理、これをどこに委託するか、そういうのを決める条例というのは、それに合わせたものじゃなきゃいけないと思っております。その点に関して、ファシリティマネジメントとこの条例とがどのようにリンクするのかということに対しての答弁もいただけませんでしたし、先ほど来申し上げておりますように、この条例によってどういう指定管理者が選ばれ、しかも何施設がその管理者の下に置かれるのか、そういうことの

答弁がございませんでした。

それも確定していないのに、既に令和2年度では、事業者になりたいという方の見学が行われたということで、私は順番としては逆ではないかなと思っております。

そういった意味で、先ほどの討論でも述べましたが、市としては、ぜひとも議会に対するその説明責任を果たしていただきたく、今回はこの議案に対して反対の立場で討論いたしました。

○議長（木内欽市） 続いて、遠藤保明議員、ご登壇願います。

（11番 遠藤保明 登壇）

○11番（遠藤保明） 私は、議案第18号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

指定管理者制度は、公共施設の運営に関わる経費の節減とサービスの質の向上を図るための制度であり、地元の企業や雇用を活用しながら、民間事業者をはじめとする団体の有するノウハウを行政サービスに活用する有意義な制度であります。

旭市社会体育施設は、市民の心身の健全な発達及び生涯スポーツの普及を図ることを目的に設置され、多様なスポーツ活動の場所として旭市の生涯スポーツの拠点となる施設であり、同施設に指定管理者制度を導入することは、同制度の趣旨に沿ったものであります。優れたノウハウを有する指定管理者の導入により、まして様々なスポーツ教室の開催が期待でき、このことがスポーツ施設の価値を高め、市民の健康維持増進を図り、地域振興や地域コミュニティの醸成にも寄与すると考えられます。

以上の観点から、議案第18号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（木内欽市） 続いて、松本源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松本源太郎 登壇）

○20番（松本源太郎） 日本共産党の旭市議会議員の松本源太郎です。

令和4年、2022年第1回定例会に当たり、議案第18号、旭市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の議決に反対の討論をいたします。

社会体育施設は多くの市民が利用し、旭市民の財産です。これを営利目的の民間事業者に指定管理料を払って貸すことができるようにするものであります。利用料金は指定管理者の収入になり、これでは市民が自分たちの市の施設としての気持ちがなくなりますし、金さえ

払えばいいのだと、必ず壊れるのが早くなるでしょう。

公共施設をこのように民間に貸すのは、公務員を減らしたいからです。社会体育施設は、各スポーツに専門家が職員でいて、いろいろなものを指導してもらったものです。しかし、今では職員は事務職がいれば済む、指導するのは料金を払って指定管理者の会社の専門家が指導することになります。つまり、市が社会体育施設を指定管理者の会社にもうけさせてあげるための条例です。

よって、この条例案には反対し、旭市の社会体育施設を守りましょう。

以上、反対していただくことをお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 以上で議案第18号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第19号から議案第21号までと、議案第25号の討論の通告はありません。
討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第21号、議案第25号の22議案について採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

議案第1号、令和4年度旭市一般会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

議案第2号、令和4年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、令和4年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、令和4年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、令和4年度旭市水道事業会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、令和4年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、令和4年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和3年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市飯岡刑部岬展望館の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市庁舎整備基金条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、市道路線の認定及び変更について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。

ここでしばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時 7分

再開 午前11時30分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 景山岩三郎 登壇）

○議会運営委員長（景山岩三郎） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

提出されました発議案は、発議第1号、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和4年旭市議会第1回定例会議事日程その2、本日3月22日火曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりします。発議案第1号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第 1 発議案上程

○議長（木内欽市） 追加日程第 1、発議案上程。

発議第 1 号の 1 発議案を上程いたします。

◎追加日程第 2 提案理由の説明

○議長（木内欽市） 追加日程第 2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第 1 号について、議会運営委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 景山岩三郎 登壇）

○議会運営委員長（景山岩三郎） それでは、発議第 1 号について提案理由を申し上げます。

発議第 1 号、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、決議書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議。

2月24日、ロシアがウクライナへの軍事侵略を開始した。このことにより、連日、民間人を含め多数の死傷者が出ており、その被害は拡大し続けている。ロシアの行為は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害する、明らかに国連憲章に違反する武力行為であり、かつ、我が国を含む国際社会の平和と秩序を脅かすものであり、断じて容認できない。

本市は非核平和都市宣言を行い、すべての国の恒久平和の実現を希求してきたものとして、厳しく抗議する。

また、政府においては、在留邦人の安全確保に全力に取り組むとともに、国際社会と連携し、あらゆる外交手段を駆使し、ロシア軍が即時無条件で完全徹底するように強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 4 年 3 月 22 日。旭市議会。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。よろしく願います。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号を議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

発議第1号、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 事務報告

○議長（木内欽市） 日程第3、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 宮内敏之 登壇)

○総務課長（宮内敏之） 篤志寄附を受納しておりますのでご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

一つ、ビブラフォン1台及びトロンボーン1本を、鈴木建設株式会社様より、12月13日受納いたしました。

一つ、ワイヤレスポータブルアンプ1台ほか学校用備品一式を、干潟ライオンズクラブ様より、12月13日受納いたしました。

一つ、金20万円を、菅谷悦子様より、12月20日受納いたしました。

一つ、金1,000万円を、前澤友作様より、12月22日受納いたしました。

一つ、サイネージ及びスタンド2セットほか学校用備品を、鈴木建設株式会社様より、12月23日受納いたしました。

一つ、金100万円を、有限会社P i g F e r t i l i z e松ヶ谷様より、3月10日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（木内欽市） 事務報告は終わりました。

◎日程第4 閉 会

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて令和4年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時42分